那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、住宅用の太陽光発電及び高効率給湯器等の設置者を支援し、一般家庭における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーの促進を図り、地球温暖化防止に資するため、那珂川町補助金等交付規則(平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅 個人により電灯契約される建物で、町内において住居として使用されるもの(店舗、事務所等との兼用を可とする)をいう。
 - (2) 太陽光発電 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいう。
 - (3) 高効率給湯器 家庭用の自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器または ハイブリッド給湯器をいう。
 - (4) 木質バイオマス暖房設備 木質ペレット、薪、チップを燃料として使用する暖房 機をいう。
 - (5) 定置型蓄電池 蓄電池部及びインバーター等の電力変換装置を備え、太陽電池を利用して発電した電力を繰り返し蓄えることにより、必要に応じて電気を活用できるものであること。

(補助金の名称)

第3条 この告示に基づき町の交付する補助金の名称は、那珂川町低炭素まちづくり 推進設備等導入事業費補助金(以下「補助金」という。)とする。

(実施主体)

- 第4条 この告示による補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)の実施主体(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に定める要件を満たす個人とする。
 - (1) 那珂川町内に居住していること。
 - (2) 町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の滞納がないこと。
 - (3) 対象設備を設置する住宅が他者の所有に属する場合はその同意を得ていること。

(4) 本町の補助制度において、過去に同一の補助対象機器の設置に対する補助金を本 人または同一世帯の者が受けていないこと。

(補助対象事業の設備及び対象経費)

第5条 補助対象事業は、申請日以降に工事を着工する未使用品であって、別表1に 定める要件を満たす太陽光発電、高効率給湯器、木質バイオマス暖房設備及び定置 型蓄電池を設置(対象設備が付属する建売住宅の場合には引渡し)する事業とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)及び別表2 に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長へ提出するものとする。
- 2 町長は、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付または不交付を決定し、申請 者へ交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(工事の完了または建物の引渡し)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた補助事業者は、前条第2項の 交付決定通知に記載された交付決定日から、原則として6箇月以内または当該年度 の3月20日のいずれか早い日までに、工事の完了または建売住宅の引渡しを受け なければならない。

(状況調査)

- 第9条 町長は、必要に応じ補助事業者に関係書類の提出を求め、または現地に立ち 入り、補助事業の遂行状況を調査することができる。
- 2 町長は、前項の状況調査で交付申請内容と異なるときは、改善等を指示することができる。

(補助事業の内容の変更等)

- 第10条 補助事業者は、第7条第2項の交付決定通知を受けた後、事業内容に変更 (第3項に掲げる軽微な変更である場合を除く)があるときは、予め補助事業変更 承認申請書(様式第3号)に次の関係書類を添えて、町長に提出し承認を受けなけ ればならない。
 - (1) 補助事業変更内容概要書
 - (2) 補助金交付申請額計算書(変更申請用)
 - (3) 変更契約書の写し

- 2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項の軽徴な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 対象システムの太陽電池の最大出力を変更すること。
 - (2) 対象給湯器の種類を変更すること。
 - (3) 対象設備のメーカーを変更すること。
 - (4) 補助金交付算定額の変更を伴う変更をすること。

(承認)

- 第11条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認し補助事業者へ変更等承認通知(様式第5号)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 または条件を付すことができる。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書(様式第6号)に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から30日以内または当 該年度の3月23日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の審査及び 現地確認検査を行い、補助金の交付決定の内容と相違ないと認めたときは、交付す べき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ補助金確定通知書(様式第7号) により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、補助金の額の確定後、補助事業者から補助金の交付請求書(様式 第8号)の提出があったときは、速やかに請求内容を審査し補助金を交付するもの とする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は、第7条の規定による交付申請、第10条の規定による変更 (中止)承認申請及び第12条の規定による実績報告について、太陽光発電設備等 を販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの事務手続きを代 行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続きを誠意を持って実施するものとし、手続きの代行を通じ、 補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第 57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 町長は、手続代行者がこの要綱に定める手続きを偽り、その他不正の手段により 行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたとき は、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を 認めないことができるものとする。

(設備の適正管理)

- 第16条 補助事業者は、対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める法定耐用年数(次条において「法定耐用年数」という。)の期間善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することできない理由により、 対象設備が毀損され、または滅失したときは、その旨を町長に届けなければならな い。

(取得財産等の処分の制限)

- 第17条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するときは、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により承認申請するときは、関係書類を添えて承認申 請書(様式第9号)を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備に係る 補助金の全部または一部の返還を請求することができる。
- 4 補助事業者は、町長から交付を受けた補助金の全部または一部の返還を請求されたときは請求に応じ速やかに返還しなければならない。

(その他)

第18条 この告示の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、令和8年3月31日をもって効力を失う。

別表1 (第5条、第6条関係)

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象経費	補助金額
太陽光発電設	1 住宅の屋根等への設置に適した、低圧	下記の機器及び	太陽電池の
備	配電線と逆潮流有りで連携しているも	設置に係る費用	最大出力の
	\mathcal{O}_{\circ}	太陽光電池モジ	合計値又は
	2 太陽電池の最大出力の合計値又はイン	ュール、架台、	インバータ
	バータ・保護装置の定格出力が 10kw未	インバーター、	一•保護装置
	満の太陽光発電であること。	保護装置、接続	の定格出力
	3 補助事業者が電力会社と電力受給契約	箱、直流側開閉	のいずれか
	を結び、かつ余剰電力受給契約が結ばれ	器、交流側開閉	小さい方の
	ているもの。	器、配線・配線	値(kw 表示
	4 増設及び改修でないこと。	器具・据付、設	とし、小数点
		置工事に係る費	第3位を切
		用	捨てる)に2
			万円を乗じ
			て得た額(千
			円未満の端
			数を切り捨
			てた額) とす
			る。ただし8
			万円を上限
			とする。
高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	機器費、付属機	2万円(複数
	1 自然冷媒を使用しているもの	器費、設置工事	設置した場
	2 下記のいずれかを満たすもの	費	合であって
	・年間給湯効果(JRA 規格)3.1 以上		も、補助金の
	・年間給湯保温効果(JIS 規格)2.7 以上		上限は2万
	・年間給湯効果(JIS 規格)3.1 以上		円とする。)
	3 寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重		
	塩害地向け機種、2 缶タイプ、角型 1 缶タ		
	イプ、貯湯容量 200 リットル以下の小容量		
	タイプ、一体型タイプ及び多機能タイプに		

	ついては、下記の条件のいずれかを満たすもの ・年間給湯効率(JRA 規格)2.7以上 ・年間給湯保温効率(JIS 規格)2.4以上 ・年間給湯効率(JIS 規格)2.4以上 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール) 1 潜熱を回収するための熱交換器を備えておりメーカーのカタログ値において熱効率が90%以上の機種 ハイブリット給湯器 1 自然冷媒ヒートポンプと潜熱を回収するための熱交換器を備えているガス熱源器を組み合わせた設備	機器費、付属機器費、計算、付属機器費、設置工事機器費、設置工事費	1 設合も上円 2 設合も上円 万置で補はす 万置で補はす 円しあ助はる。) 関とて で補はす 円しあ助はる。) 数場ての万(複たっ金2。)
木質バイオマス暖房設備	ペレットストーブ、薪ストーブ、チップストーブ 1 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒状に固めたもの)、薪、チップを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機 2 燃焼効率が70%以上であるもの。	ストーブ本体、付属機器費、設置工事費	補助 費に1/2を乗 間が 1/2を乗額 で 1/2を 1/2を 1/2を 1/2を 1/2を 1/2を 1/2を 1/2を

機器費、付属機 定置型蓄電池 1 環境省による ZEH 補助金蓄電システ 補助対象経 ム登録済製品一覧に記載のあるもの。 器費、設置工事 費に 1/10 を 2 停電時に太陽光発電システムから直接 費 乗じて得た 充電でき、分電盤を介して住宅に電気を 額(千円未満 供給できるもの。 の端数を切 3 電力会社と電量需給契約及び余剰電力 り捨てた額) とする。ただ の販売契約を行った太陽光発電システムを 設置していること。又は同時に設置するこ し5万円を 上限とする。 と。

別表2 (第7条、第12条関係)

補助対象設備	交付申請提出書類	完了報告提出書類	
共 通	交付申請書類	実績報告書類	
	① 交付申請書(様式第1号)	① 実績報告書(様式第6号)	
	② 設備に関する概要書	② 設備に関する概要書	
	③ 補助金交付申請額計算書	③ 補助金交付額計算書	
	④ 設備の設置に係る工事請負契約書ま	④ メーカーが発行する保証書	
	たは建売住宅の売買契約書の写し	の写し(製造番号が確認でき	
	⑤ 町税の滞納がないことを証明する書	るもの)	
	類	⑤ 補助事業の実施に係わる領	
	⑥ 案内図及び設備配置図	収書の写し	
	⑦ 手続き代行者調書(事務手続きを代行	⑥ 補助事業の実施状況を示す	
	させる場合)	写真	
太陽光発電設	① 太陽光発電設備設置に係る図面(太陽	① 電力会社との受給契約が確	
備	電池モジュールの設置状況が確認で	認できる書類の写し	
	きる図面)	② 申請時から変更した場合は、	
	② 太陽電池モジュールの形状、規格、効	変更内容を審査できる書類	
	率及び構造等が確認できるカタログ、		
	仕様書等の写し		

高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキ	申請時から変更した場合は、変
	ュート)及び潜熱回収型給湯器(エコジ	更内容を審査できる書類
	ョーズ、エコフィール)、ハイブリット給	
	湯器の形状、規格、効率及び構造等が確	
	認できるカタログ、仕様書等の写し	
木質バイオマ	ペレットストーブ、薪ストーブ及びチ	申請時から変更した場合は、変
ス暖房設備	ップストーブの形状、規格、効率及び構	更内容を審査できる書類
	造等が確認できるカタログ、仕様書等の	
	写し	
定置型蓄電池	定置型蓄電池の形状、規格、効率及び	申請時から変更した場合は、変
	構造等が確認できるカタログ、仕様書(太	更内容を審査できる書類
	陽光発電システムと連携することが可能	
	と確認できるもの)等の写し	